

人の状況	提出書類	配偶者	子		父母・祖父母	孫・兄弟姉妹		左記以外の3等親以内の親族		
			18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
共通	「被扶養者申告書」	○	○	○	○	○	○	○	○	
	「住民票」	※	※	※	※	※	※	※	※	
	「非課税（課税）証明書」or「所得証明書」	○		○ 18歳の全日制の高校生は不要	○		○ 18歳の全日制の高校生は不要		○ 18歳の全日制の高校生は不要	
	18歳以上60歳未満の者で働いていない場合は、以下の①～③の書類全て ①就労できない理由 ②扶養の事実及び扶養しなければならない理由 ③働かない理由が心身の障害等である場合は、「医師の診断書」or「障害者手帳（写）」			○ 22歳以下の学生は不要			○		○	
日本国内に居住していない（住民票が日本国内にない）が、国内居住要件の例外に該当する場合<注1>	国内居住要件の例外に該当することが確認できる書類（例：査証、学生証、海外赴任辞令、ボランティア派遣期間の証明書等）	○	○	○	○	○	○	○	○	
組合員と別居または同一世帯に居住していない<注2>	以下の①～③の書類全て ①仕送り額・先が分かる書類（「振込明細」or「通帳（写）」等） ②「同居できない理由書」 ③「別居の被扶養者から扶養されている旨の申立書」			○ 22歳以下の学生は不要	○	○		別居は申請不可	別居は申請不可	
父と母等は同居しているが、そのどちらか一方のみを扶養する場合	扶養しない父または母等の「非課税（課税）証明書」or「所得証明書」				○					
学生（学校教育法に規定する学校、専修学校及び各種学校の生徒）	「在学証明書」or「学生証（写）（有効期間の記載のあるもの）」			○ 18歳の全日制の高校生は不要				○ 18歳の全日制の高校生は不要	○ 18歳の全日制の高校生は不要	
以前働いていた 退職した	勤務期間中、雇用保険に加入していた	健康保険は任意継続だった	「健康保険資格喪失証明書」	○	○	○		○	○	
		失業給付の受給手続き前または受給する意思がない	以下の①～②の書類全て ①「雇用保険離職票」or「退職証明書」or「雇用保険資格喪失確認通知書」 ②「雇用保険金を受給・再就職をしない旨の申立書」	○	○	○			○	
		失業給付を受給予定	「雇用保険受給資格者証」	○	○	○				○
		失業給付の受給が終了した	「雇用保険受給資格者証（両面（写）」	○	○	○				○
	出産手当金・傷病手当金を受給中	「健康保険給付金支給決定通知書」	○	○	○				○	
	雇用保険未加入だった	以下の①～②の書類全て ①「直近の給与明細」or「退職時の源泉徴収票」 ②「前職の離職証明書（退職日が分かるもの）」	○	○	○				○	
現在働いている	パートまたはアルバイト	<注3> 給与支払見込等証明書【別添】	○	○	○					
		「直近の確定申告書」	○	○	○				○	
	自営業・農業等の個人事業所得や不動産所得がある	「必要経費が分かる書類」 個人事業者を対象とした給付金（持続化給付金等）を受給した場合は、「受給額を確認できる書類」（例：給付通知書）	△	△	△				△	
株式等による配当、譲渡収入がある	以下の①～②の書類全て ①直近の確定申告書 ②収入が確認出来る書類	○	○	○				○	○	
年金を受給している	以下の①～②の書類全て ①「年金額改定（裁定・支払）通知書（写）」or「年金証書」 ②障害者年金の場合は「障害者手帳（写）」	○	○	○				○	○	
個人年金を受けている（一括払いを除く）	「年間の支払額が分かる書類」	○	○	○				○	○	
組合員の他に扶養すべき者がいる（例：子を夫婦で共同扶養する、親を扶養する場合の兄弟等）	「扶養すべき者の収入と比較できる書類」		○	○	○	○	○	○	○	

「○」…該当する場合は必要  
「△」…場合によっては必要  
「※」…認定時のみ必要（要件確認の際には不要）

<留意事項>

- 複数の項目に該当している場合、全ての書類が必要です。
- 必要に応じて上記以外の書類（理由書・申立書など）をご提出いただく場合があります。その際は「申立日」及び「氏名」も必ず記入してください。
- 配偶者の扶養認定、取消の際には「基礎年金番号の分かる書類の写」（認定時）、「国民年金第3号被保険者届」（認定・取消時）、「長期組合員資格変更届」（認定・取消時）の提出もお願いします。

<注釈>

注1：国内居住要件の例外に該当している場合は次のとおりです。

- ①外国において留学する学生
- ②外国に赴任する組合員に同行する者
- ③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって②と同者と認められる者
- ⑤①から④までに掲げるものの他、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

注2：「組合員の単身赴任により家族が自宅に残っている」「遠隔地の大学等へ進学するため子が別居している」「長期療養のため被扶養者が医療施設に収容されている」場合には①～③の書類は省略できる場合があります。

注3：「給与支払見込等証明書【別添】」については、勤務先が独自の様式で作成した証明書などでも提出可とします。その場合、【別添】と比べ内容に不足がある場合は、以下の資料もあわせて提出してください。

- ◆申告日より将来に向かって1年間に見込まれる収入の月額及び総額が提出できない場合、「申立書」、「直近12か月分の給与明細書または給与振込口座の通帳の写し」及び「給付金等の受給額を確認できる書類」（労働者の賃金又は休業手当の代わりとして支給される給付金（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等）を受給した場合）等。「申立書」には次の事項を記載してください。
  - ・給与支払見込等証明書を提出できない場合、その旨と理由
  - ・直近12か月の給与支給額等を基にした今後1年間に見込まれる収入の月額及び年間総額
  - ・収入額が、年間130万円または連続する3か月の平均月額108,334円を超える見込みとなった場合は遅滞なく申し出る旨
- ◆健康保険等の適用拡大対象に該当するか（週の所定労働時間、賞与・残業代・通勤手当を含めない所定月額賃金、雇用の見込期間）を確認できる「労働契約書」や「労働条件通知書」など。なお、学生については、適用拡大の対象外のため、これらの書類は提出不要。